



第4章

計画の推進

① 推進体制の整備

全庁的な取り組みにより、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、三原市男女共同参画推進本部の組織強化と男女共同参画に関する職員研修の充実に努め、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

② 「三原市男女共同参画推進条例（仮称）」の制定に向けた取り組み

男女共同参画社会の形成について、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進を図るため、推進について必要な事項を定める「三原市男女共同参画推進条例（仮称）」について検討します。

③ 市民参画による推進

計画の推進にあたっては、市民・事業者・地域団体・行政が一体となって取り組むことができるように、地域団体や企業等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の公開、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民・事業者・地域団体等の主体的な取り組みを推進します。

④ 男女共同参画に関する情報提供の充実

市民・事業者・地域団体等の男女共同参画への理解を深め、主体的な取り組みを支援するため、広報紙やホームページの活用などによる男女共同参画に関する情報提供を充実します。

⑤ 男女共同参画の拠点機能の整備

総合相談、情報提供、調査研究などの機能を持った男女共同参画の拠点整備について、他の関連する部門とも連携を図りながら、設置方法や運営方法等について検討します。

⑥ 施策の点検・評価

男女共同参画施策の進捗状況について、年次ごとに男女共同参画関連予算の提示や数値目標の達成状況を点検・評価し、結果をホームページや情報誌等で公表します。

⑦ 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

